

政令第二百二十四号

食品表示法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、食品表示法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十七号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

食品表示法の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年六月一日とする。